

板橋区要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成19年10月2日 区長決定
最終改正令和7年3月27日 区長決定

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定により、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、板橋区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する検討
- (3) 要保護児童等の未然防止、早期発見、適切な保護若しくは適切な支援又は児童虐待等の再発の防止に関する啓発活動の推進
- (4) その他第5条第3項に規定する会長が必要と認める事項

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる機関をもって構成する。ただし、区長が特に必要と認める場合は、協議内容に応じて別表1に掲げる機関以外の機関を加えて協議会を構成することができる。

2 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、第3条各号に掲げる事項について、要保護児童等に対する適切な保護又は適切な支援の実施を図るため、関係機関等の連携を確保し、次条の規定による実務者会議が円滑に行われるよう、協議を行う。

2 代表者会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 代表者会議の会長（以下「会長」という。）は、子ども家庭総合支援センター所長の職にある者をもって充てる。

4 会議は会長が招集し、会務を総理する。

5 会長は、特に必要と認めたときは、代表者会議の構成員以外の者を代表者会議に出席させることができる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、第3条各号に掲げる事項について、要保護児童等に対する適切な保護又は適切な支援の実施を図るため、学校長、保育園長等の実際に活動する実務者から構成される会議とする。

- 2 実務者会議の構成員は会長が定める。
- 3 実務者会議の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 個別ケースについての主担当機関の確認、定期的な支援状況の確認、支援方針の見直しに関すること。
 - (2) 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の検討に関すること。
 - (3) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
 - (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
 - (5) 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告に関すること。
 - (6) その他会長が必要と認める事項(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、第3条各号に掲げる事項について、要保護児童等に対する適切な保護又は適切な支援の実施を図るため、個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者による会議とする。

- 2 個別ケース検討会議への出席者は、個別ケースごとに会長が定める。
- 3 個別ケース検討会議の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 関係機関が現に有している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
 - (2) 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
 - (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - (4) 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - (5) ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
 - (6) その他会長が必要と認める事項(要保護児童対策調整機関)

第8条 区長は、法第25条の2第4項の規定により、子ども家庭総合支援センターを要保護児童対策調整機関として指定する。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員及び構成員であったものは、協議会の職務に関し知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いたときも同様とする。

(代表者会議等の庶務)

第10条 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の庶務は子ども家庭総合支援センター支援課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年10月2日から施行する。
- 2 板橋区児童虐待防止協議会設置要綱(平成12年6月27日区長決定)は、廃止す

る。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1 協議会構成機関

板橋区内の医療機関

板橋区医師会

板橋区歯科医師会

板橋区民生・児童委員

板橋区内の子どもと家庭に関する事業を行う特定非営利活動法人

板橋区が事業委託する児童福祉施設・社会福祉法人

板橋区社会福祉協議会

板橋区保護司会

板橋区人権擁護委員

板橋法曹会

板橋区内の私立保育園
板橋区内の私立幼稚園
板橋区内の児童養護施設
板橋区内の自立援助ホーム
板橋区内の社会福祉法人
板橋区内の母子生活支援施設
板橋区内の療育機関
東京少年鑑別所
警視庁板橋警察署
警視庁志村警察署
警視庁高島平警察署
警視庁生活安全部少年育成課巣鴨少年センター
東京消防庁板橋消防署
東京消防庁志村消防署
板橋区
板橋区教育委員会

別表2 代表者会議名簿

板橋区内の医療機関（代表者）
板橋区医師会（代表者）
板橋区歯科医師会（代表者）
板橋区民生・児童委員（代表者）
板橋区内の私立保育園（代表者）
板橋区内の私立幼稚園（代表者）
児童養護施設まつば園（代表者）
マハヤナ学園撫子園（代表者）
西台こども館（代表者）
児童福祉施設聖オディリアホーム乳児院（代表者）
自立援助ホームぶどうの実（代表者）
板橋区立カーサはるにれ（代表者）
宿泊提供施設ふじみ（代表者）
宿泊提供施設小豆沢荘（代表者）
板橋区社会福祉協議会（代表者）
板橋区保護司会（代表者）
板橋区人権擁護委員（代表者）
板橋法曹会（代表者）
東京少年鑑別所（代表者）

東京都立特別支援学校（代表者）
板橋警察署生活安全課長
志村警察署生活安全課長
高島平警察署生活安全課長
警視庁生活安全部少年育成課巣鴨少年センター所長
板橋消防署警防課長
志村消防署警防課長
板橋区総務部長
板橋区健康生きがい部長
板橋区保健所長
板橋区福祉部長
板橋区子ども家庭部長
板橋区子ども家庭総合支援センター所長
板橋区教育委員会事務局次長
板橋区立小学校校長（代表者）
板橋区立中学校校長（代表者）